

高知県レッドデータブック（動物編）改訂委員会設置要綱

（設置）

第1条 平成14年1月に初版を発行し、平成30年10月に第2版を発行した「高知県レッドデータブック（動物編）」の改訂に当たり、高知県内に生息する野生動物種の再評価等を行うため、高知県レッドデータブック（動物編）改訂委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）高知県レッドデータブック（動物編）の改訂に関すること
- （2）その他、高知県レッドデータブック（動物編）の改訂に必要な事項に関すること

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、野生動物の分類について専門知識を有する者の中から、知事が委嘱する。
- 3 委員会は、必要に応じ、分科会を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、高知県レッドデータブック（動物編）の改訂が終了する日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、又は文書等により意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、高知県林業振興・環境部自然共生課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、高知県林業振興・環境部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月5日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、高知県林業振興・環境部長が招集する。